

平成 20 年度町田市教育委員会

第 9 回定例会会議録

- 1、開催日 平成 20 年（2008 年）12 月 12 日
- 2、開催場所 第三、第四会議室
- 3、出席委員
- | | |
|-------|---------|
| 委 員 長 | 富 川 快 雄 |
| 委 員 | 岡 田 英 子 |
| 委 員 | 井 関 孝 善 |
| 委 員 | 高 橋 圭 子 |
| 教 育 長 | 山 田 雄 三 |
- 4、署名委員
- | | |
|-----|--|
| 委員長 | |
| 委 員 | |
- 5、出席事務局職員
- | | |
|-------------------|---------|
| 学校教育部長 | 安 藤 源 照 |
| 生涯学習部長 | 梅 橋 敏 博 |
| 学校教育部参事（兼） | 田 村 俊 二 |
| 教育総務課長 | |
| 学校教育部参事 | 小瀬村 利 男 |
| 教育総務課副参事 | 澤 井 陽 介 |
| 施設課長 | 金 子 敬 |
| 施設課学校施設管理センター担当課長 | 藤 川 満 正 |
| 施設課副参事 | 小 泉 由 廣 |
| 施設課主幹 | 梅 村 文 雄 |
| 学務課長 | 松 村 信 一 |
| 学務課主幹 | 田 辺 久 人 |
| 指導課教育センター担当課長 | 前 田 増 穂 |
| 指導課副参事 | 飯 島 博 昭 |
| 指導課主幹 | 谷 博 夫 |
| 統括指導主事 | 山 口 茂 |
| 指導主事 | 鈴 木 淳 |

生涯学習課長	天 野 三 男
生涯学習課文化財担当課長	丸 山 英 一
図書館長	守 谷 信 二
図書館市民文学館担当課長	新 田 善 壽
(町田市民文学館長)	
図書館主幹	近 藤 裕 一
公民館長	手 嶋 孝 典
書 記	羽 生 謙 五
書 記	福 元 貞 栄
速 記 士	大 前 むつみ

(マキ朝日データサービス)

6、提出議案及び結果

議案第 50 号	職員の休職に係る処分の臨時専決処理に関し承認を求めることについて	承 認
議案第 51 号	町田市通学区域検討委員会委員の委嘱について	原 案 可 決
議案第 52 号	都費負担教職員の休職に係る内申の臨時専決処理に関し承認を求めることについて	承 認

7、傍聴者数 0名

8、議事の概要

午前 10 時 00 分開会

○委員長 ただいまより町田市教育委員会第 9 回定例会を開会いたします。

本日の署名委員は井関孝善委員です。

日程の中で、日程第 2、議案審議事項のうちの議案第 50 号及び第 52 号は人事案件でございますので、非公開扱いで審議をいたしますので、日程第 4、報告事項終了後、休憩をとりまして、関係者のみお残りいただいて審議をしたいと思います。よろしく願いいたします。

以下、日程に従って進めてまいります。

日程第1、月間活動報告、教育長から説明をお願いします。

○教育長 それでは、11月7日の教育委員会定例会以降の主な活動状況についてご説明をいたします。

今月につきましては、11月28日から12月19日まで市議会が開かれておりますが、委員会を除いては、本会議の関係については省略をさせていただきます。

それでは、まず、11月10日、町田市文化協会市民文化祭の反省会がございました。文化祭については、今年から文化スポーツ振興部の方に移りましたが、反省会に出てほしいということで、出席をいたしました。

11日、町田市中学校教育研究会の連合音楽会が市民ホールでございまして、出席をいたしました。

12日、町田市学長懇談会がございまして、18大学あるわけですが、出席が代理を含めて14大学で、市制50周年の大学連携事業を中心に懇談をしております。

13日、町田市立中学校PTA連合会の音楽交歓会が午前、午後とひなた村のカリヨンホールでありまして、それぞれ出席をしております。

14日、すみれ会懇談会ですが、これは町田市障がい児・者を守る会ということで、もう十何回になりますが、ひこうせんと同様、特別支援教育を中心に懇談を行いました。

14日、研究発表会、小山田南小学校がございました。

同じ日ですが、町田市消防団の創設50周年記念式典がございまして、出席をしております。

16日は、町田東ロータリークラブが主催をします地球環境保全ポスター展がございまして、教育長賞が出ております。リサイクル文化センターでその表彰式に出席をしております。小・中学生が対象でございます。

18日、町田市立中学校PTA連合会の各会長さんと教育委員との懇談会を市民文学館で行いまして、それぞれ委員さんにご出席をいただいております。

同じ日、教育委員会協議会がございました。

19日、東京都市教育長会議幹事会・定例会がございまして、これについては1月に行います東京都教育委員会との懇談や質問事項、そういうものの取りまとめ、それから東京都からの連絡事項が主な内容でございました。

20日には定例校長会がございました。

それから、同じ日ですが、東京都市教育長会の教育行政・学校経営研究委員会がござい

まして、本年度については教育委員会の点検・評価に係る第三者評価についてアンケート調査を行おうということで、アンケート項目についての議論を行いました。

21日、南成瀬小学校の研究発表会がございました。

23日、これは青年会議所主催ですが、J C杯サッカー大会ということで、小学3年生—これは近隣市の小学生も参加をしてサッカー大会がございまして、出席をしております。

12月2日、公立小学校合同音楽会、これは2日から4日までの3日間ですが、町田市民ホールで行いまして、それぞれ委員さんにご出席いただいております。

それから、同じ日ですが、文部科学大臣政務官エコスクール等視察とございますが、政務官が鶴川中学校にエコスクールの関係で文科省の施設部長等々と、それから東京都の方から見えまして、1時間ちょっとですが、校内の見学をしたり、懇談を行いました。

7日、町田市子どもマラソン大会が行われまして、これも所管が移ったわけですが、小学4年生以上が参加をしてということで、それぞれ委員さんに出席をいただいております。

○委員長 両部長からありましたらお願いします。

○学校教育部長 12月10日、文教社会常任委員会がございました。こちらの報告をしたいと思います。

文教社会常任委員会では、予算が1件ございまして、ここでは12月補正ということで、予算の増額、光熱水費の関係、あるいは燃料費の関係、これは学校給食にかかわるものですけれども、この増額補正の説明と、それから、給食残渣の回収委託料の契約差金についての説明をいたしました。

それから、行政報告が4件ございました。行政報告につきましては、1つは教育委員会の施策等の点検及び評価の関係でございます。2つ目は、教育プランの案を現在つくっておりますが、そちらの説明を行っております。3点目が、学校支援センターの考え方について説明をいたしました。4点目が、もう既にご承認いただいておりますが、学校給食費の徴収規則についてご報告をいたしました。

特徴的なことだけご報告いたしたいと思いますが、施策の点検及び評価の関係で言いますと、点検・評価の方法について特に質問がございました。ほかにもたくさんございましたが、どのような方法で点検をするのかということについては、これは自己点検ですという説明をいたしました。それから、現場の声をどのような形でこの評価の中に反映していくのかというご質問もございました。これについては、アンケート、あるいは現在構想中

ではありますが、スクールボード校、学校についてはそこからの意見の反映もごさいますというご説明をいたしました。

教育プランについては、このプランの守備範囲についての考え方や個別の事業の展開内容に関する質問がございました。個別の事業の展開内容については今後詰めていくことですので、お答えできないということでのご説明になりました。

それから、学校支援センターの関係につきましては、委託の内容、事業スキームについてのご質問がございました。

それから、学校給食費の徴収規則の関係では、制度の法的根拠や保護者への周知、今後の対応策、こういったことについてのご質問がございました。

○委員長 関連なのですけれども、この行政報告というのは、どういうものをどういう場で行うかという一定の決まりがあるのですか。

○学校教育部長 特段これといった決まりというものはありませんが、議会としては大きな事業、あるいは新しい事業、計画等については、どのような方向でやっていくのかについては報告をしてもらいたいという意向がございまして、これは各委員会の委員長と相談をしながら、最終的には報告事項を決めているという形でございます。

○委員長 原則としては、常任委員会あるいは特別委員会もあるかもしれないけれども、委員会レベルでする報告なのですか。それとも全員協議会や、そういうところすみ分けをするわけですか。

○学校教育部長 これは課題によります。例えば大きな事故等がございました場合には全員協議会に行政報告をするという場合もございまして。全員協議会に報告するか、あるいは場合によっては議会に行政報告として行うケースもありますので、事柄によって、これは議会を直接担当することになります市長部局の方と調整をした上で、その処理については切り分けをしていくという形をとっております。個々の案件によって判断することです。

○委員長 今年度になって、本会議で行政報告というケースはなかったですね。

○学校教育部長 今年度はございません。

○委員長 どうもすみませんでした。——生涯学習部長。

○生涯学習部長 特にごさいません。

○委員長 それでは、各委員からお願いいたします。

○井関委員 11月11日に山崎小学校における特別授業に委員長と高橋委員と一緒に出席し

ました。この授業は、町田市の地域福祉部と社会福祉協議会のボランティアセンターによって企画されたもので、4年生 60 人が 15 人ずつの 4 グループに分かれて、障がい者が講師になるような形で行われました。障がい者が障がいを乗り越えて活躍している様子、それからまた、町で困っているとき私たちが一体何をできるかというのを 2 人ずつの障がい者が直接話してもらうという授業でした。科目は総合時間を 2 コマ使っていました。市と町田市の福祉のまちづくり推進協議会が作成した「私にもできる支えあうまちづくり 心のバリアフリーハンドブック」という冊子ができていまして、それをあらかじめ配布されていました。車いす、目、耳、うつ、その障がい者の事情を聞くことができました。

質疑応答が 15 分確保されていて、子どもたちは、子どものときどんなことをしましたか、何が困るかということを知っていました。驚いたのは、車いすに乗っている人の話なのですが、子どもの頃、車いすを 5 台ぐらい連結——連結というのは機械的に連結するのではなくて、前の人を抱えるような感じなのでしょうけれども、それで急な坂をおりて、後ろのほうの人は振り回されてしまって、転んで、車いすが壊れるというような、今の子どもたちが自転車で行うような危険な、競争に近い遊びも平気でやったことがあるそうです。障がい者が困っているのは、コミュニケーションがとれなくて情報が入らないということで、特に聴覚障がい者は地震が一番怖いということです。電車がふいにとまったりすると、何でとまったのかわからないので心配だということでした。地震などに備えて、ほかの人に自分がここにいるという存在を知らせるように、いつもホイッスルを持っているのだそうです。また、聴覚障がい者の話ですが、携帯メールが出現したのは非常に助かったという話でした。

児童は、聴覚障がい者の話で最初に質問するときに、あらかじめ勉強していたようで、手話で自分の名前を言っているのですけれども、相手になかなか通じなくて、手話辞典を見ながら苦勞をしていました。一方、聴覚障がい者も、せっかくみんなが手話を覚えてくれてやっているの、うれしい。だけれども、未熟な手話を理解するのが難しいらしくて、何回も繰り返してもらっていました。

話が飛ぶのですが、11 月 7 日の鶴間小の研究発表会の授業で、電車のあいている優先席に座っていいかどうか、否定組と肯定組に分かれて議論をしていたのですけれども、気になったのは、必要な人があらわれたら立てばいい、優先席のマークはあいているときに子どもが座ってはいけないというマークではないとはっきり発言している子がいて、これはその「優先席」という名前をつけた大人も悪いわけですから、困っている人が座

りたいと言えるかどうかという相手の気持ちがわかるかなという心配があります。山崎小の障がい者の話でこういう話や配布されたハンドブックの内容から、どういうことが困るのか、何をしてくれると助かるのかということが子どもたちにわかったのではないかなと思います。

最後に、講師になられた障がい者はボランティア活動に幅広く貢献されているようで、明るくて、聴覚障がい者の1人は、今は耳が悪いことを不幸だとは思っていません、かえってうるさくないのがメリットだということを言っておられました。

もう1つは、同じく11月11日の夜ですが、この部屋で行われました市民大学の町田市民国際学講座の様子を拝見しました。60人定員で3倍の競争率だけあって、ほぼ満員の出席者でした。今回のテーマは、中国の今を知ることです。まず、この講座の第1回目、9月16日の講師を務められた有名なジャーナリストの莫邦富という人が朝日新聞の連載コラムを書いています。その中で町田のことを宣伝してくれました。読まれた方もいらっしゃると思いますけれども、11月8日の土曜面で、県庁所在地を除く地方自治体では東京都町田市に一番よく行っていると思うとあり、——「行っている」というのは、ここへ「来ている」ということですね。留学生時代の1990年に市民大学から声をかけられたのがきっかけで、講演を通して市民の生涯学習にける熱意をひしひしと体感した、講師を務めるこちらまで熱くなり、何かお手伝いできればという思いになるというふうに朝日新聞には載っていました。

講座の担当者のお話では、1990年に市民大学という、実はまだできていないので、これは公民館の講座だろうということでした。こういうような人を規定の講師謝金で来てもらえることは普通だと非常に難しいことです。さらに講座に適当なほかの講師も紹介してもらえると人脈、これは市の方の人脈のおかげだなと感心しています。今までにも博物館の展示品の借用、文学館の資料収集、そういうことでこの人脈の大切さについてご報告したことがあると思いますが、今回も担当者の長い活躍のおかげだったと感謝しています。

内容は、中国における農村と格差と教育というお話だったのですが、改革開放までは全国公平ということで、貧しいけれども、格差は目立たなかった。しかし、鄧小平が先富論というのを言うと、最終的に平等になればいいということで、先にもうける人が出てもいいのだというふうになったというわけですね。ただし、もうけた人がおくれた人の面倒を見るかということが問題で、都市と農村の格差が大きくなって、農村では危険校舎

で授業が行われ、それでも校舎があるだけいいという格差が生じていまして、貧しい女の子の「私は勉強したい」という写真が国中で大問題になったそうです。約 70%の人が農村にいて、教員の給料も未払いが生じて、農村には先生が行きたがらない。また逆に、行くことができない状態だということでした。これは国家による教育予算が世界 153 カ国中 145 ぐらいと大変少ないのだそうですが、それだけに教育費は県や市町村に依存するので、格差が生じやすいということをおっしゃいました。

一方、上海市建青実験学校という公立の小中一貫校で、中国でも実験校で、日本の特区のようなものなのだそうです。小学生が高級自動車で送迎されて、朝は交通整理のためにお巡りさんが出るのだそうです。気になったのは、上海にある日本人学校というのは、中国の人から見ると、異文化理解の機会を逃して、閉鎖社会だと見られているのだということ、それから、勉強のレベルは同じ地域なら中国の学校の方がレベルが高いと言われていました。

○岡田委員 まず、11 月はいろいろな行事の多い月で、その中で 1 つお話ししたいと思ったのが町田子どもフェスティバルという、これは町田市の教育委員会の後援ということになっているのですけれども、22 の団体で、会場が南一小の校庭で、本当にたくさんの近隣の子どもたちが集まって、いろいろな出店が出たりして、楽しそうにやっていました。

スクールボードのお話が後ほど出てくると思うのですけれども、本当に今の町田市内の学校というのは、こうした地域の方に支えられている点が大変大きいということで、そのことに感謝すると同時に、こうした活動がスムーズに進むように、市長部局との協力をしながら進めていけたらいいなと思います。

それから、東京芝生フォーラムに 11 月 29 日に行ってまいりました。そこでは芝生化推進の委員たちの結団式やいろんなことをやっていたり、あと会場では各種の芝生の特性を説明したりするようなブースが出ていました。東京都としては校庭の芝生化を進めたいという雰囲気が濃厚だったので、それに対して、では、芝生化して本当にどうなのかなというところで、各学校側はちょっと様子を見ているという状況かなと思います。

実際に思い出してみまして、私の子どもたちは芝生の校庭の学校に通っていたことがありますが、確かに見た目がきれいだし、夏はどうしても水をまかなければならないということで、ほこりがたたないことと同時に、涼しいですね。窓から入ってくる風が大変涼しくなるというメリットはたくさんあるのですけれども、その一方で、例えば運動会などをやったときに全く競技という雰囲気がなくなって、芝生で保護者の方と子どもたち

がピクニックをするというような雰囲気の運動会になるのですね。そのところを小学校ではそれほど体育の授業を競技性の強いものにしないでいいと割り切ってしまうと、それはとても楽しい、いい機会としてとらえられるわけなのですけれども、だからといって、芝生の部分とトラックの部分に張り分けるといことは、これはまた使用上難しいような点もあります。町田市でも1校芝生化を進めたいという学校がありますので、そこは準備としては、大変よく地域の方が手伝ってくださるという条件がそろっているのです、そこは進めていただけたらいいと思うのですけれども、全体的に芝生を進めていくことに対してはまだ難しいかなという感じがいたしました。

それから、第二期の職場体験がありまして、特にノックをして中に入って見せていただくということではなくて、通りかかったときに立ちどまって見させていただくような形で見ていたのですけれども、本当に受け入れ側の方たちも慣れてきて、また、行く方の子どもたちも、もう当たり前のこととして行っている感じが見受けられて、安心して見てまいりましたが、ここで偶然、2年生のお子さんをお持ちの方とお話しする機会がありました。やはり中2の保護者の方は心配をされていて、授業がおくれるのではないかと、こんなことをやる必要はないのにと考えたという話をされながらも、やはり毎日、ちょうど木曜日にお話をしていたのですけれども、毎日新しい発見がある、今日も楽しみだわと子どもは出かけていくのよということだったのですね。

結論としては、やはり職場体験は大変労力をかけてやっていただいていることなので、本当にそれだけの価値が十分にあって、子どもにとっても毎日が新しい発見、体験、そして親子での会話が弾むという、これまで報告でいただいているようなことを再確認したわけです。私や教育委員会の方にとっては実践がずっと続いてきて、ちゃんと流れに乗っていると思うのですが、親御さんにとっては毎年毎年新しい体験で、授業日数についても学校側の努力でちゃんとうまくいくように調整をされているわけなのですけれども、やはりその辺を心配されているので、毎年、説明会といった形できちんと保護者の方たちにはご説明をしてあげなければならないなということもまた一方で感じました。

最後に、小学校の合同音楽会がありました。これは12月2日から4日まで、毎年やっていることなのですけれども、毎年また同じことを言わせていただきます。これは5回に分けて今実施されていますけれども、できればもっと大きなホールでできれば、子どもたちがそんなに——今ですと大体7校ぐらいずつに分かれているのですけれども、それがもう少し午前、午後ぐらいで1日で済めば、音楽部の先生方も負担が減りますし、そうしたも

のが計画としてのもので、町田市に新しいホールができるといいなということを感じて帰ってまいりました。

○高橋委員 11月、12月と小・中学校の文化的行事に参加してまいりました。11月8日の中学校連合の演劇、11日の中学校連合の音楽会、これは子どもではないのですが、13日の中学校PTA連合会の音楽交歓会、12月2日から4日の小学校合同音楽会、どの会も大変すばらしくて、感動や元気をいただくことができました。中学校の演劇は、演劇部自体が少なかったり、また、演劇を指導する先生が少なかったりする中で、参加する学校数は7校という小規模ながら、私は初めて見させていただいたのですけれども、内容は大変すばらしくて、子どもたちの表現力に驚きました。演じることで子どもたちが成長していることが手にとるように伝わりました。

ある小学校の校長先生からも、子どもたちの成長のために学習発表会ではなるべく学習の発表だけでなく、劇を子どもたちに演じさせたいのだという話も伺いました。学校によっては指導者を外部から招いているようでしたが、指導者の確保に苦心している現状があると校長先生から伺いました。学校支援センターが開設されましたから、ぜひ演劇指導のできるボランティアの方が登録して下さるよう、積極的に教育委員会からも各学校からも呼びかけていければいいなと思いました。

小学校、中学校、中学校のPTAの各音楽会では、町田の音楽のレベルの高さに改めて感心しました。小学校の音楽会の講評をして下さる荒谷先生もこの10年間に音楽のレベルが大変向上していると話されて、子どもたちのすばらしさとともに、指導して下さる各学校の音楽の先生方の努力を褒めてくださり、私も大変うれしく思いました。

私の友人のお子さんで、私立の高校に行った子がいるのですけれども、音楽の時間に「君の発声は違う。どこの中学校の出身かね」と聞かれて、「町田の中学校です」と言ったら大変褒めてくださったということも聞いています。音楽は人生を豊かにしてくれますので、町田の子どもたちは小学校、中学校でもすばらしい指導を受けられ、本当に幸せなことだと思いました。

11月10日に、「更生保護活動サポートセンター町田」開所式と記念シンポジウムに参加しました。全国900余りの中からたった6つの保護司会が法務省より指定を受け、その1つに選ばれた町田地区保護司会が地域における更生保護活動の拠点、更生保護活動センターを開設したそうです。シンポジウムでは、このサポートセンターが今後どのように地域と協働して青少年の健全育成と更生保護に用いられていくべきかとパネリストの方々とは

もに考えました。

その後、夕方より場所を移しまして懇親会が開かれて、私も参加しました。私のテーブルは私を入れて4人で、ほかの3人の方は保護司の方でした。私も町田の保護司の方々と直接話すのは初めてだったのですけれども、率直な意見を言うてくださいました。保護司の方々は、青少年の健全育成と更生保護は地域でやっていくものだと考えて、自分たちは地元の小学校や中学校へ出かけているのですけれども、余り快く受け入れてもらっていないような気がしますとおっしゃっていました。保護司にお世話になるなんて、そんな子が学校にいては困りますというような冷たい対応を受けることがありますとおっしゃっていました。保護司の方々は、中学校で問題を起こして保護観察のお子さんがいた場合は、地域によって自分が受け持って、その子の高校進学や就職まで深くかかわって、月に自宅で3度、また外で3度、6度も面談し、心砕いて子どもたちのことを思っているという現状を聞くことができました。

保護司の方々は、子どもたちが犯罪を起こす前に地域や学校で食いとめることができるように、そのような活動、非行防止的な活動を積極的にしていこうと努力していらっしゃることも直接聞くことができました。この11月にはそのような保護司の方々が、鶴川地区では鶴川市民センターで、保護監察官の森京子さんによる「母と子のきずな」という講演会をされていました。また、11月28日には忠生中学校でセーフティ教室を開いてくださり、中学1年生を対象に、麻薬の恐ろしさや麻薬から身を守る方法、「麻薬は犯罪です」と、町田保健所の元麻薬Gメンの方をお呼びして、講演会を開いてくださいました。

本当に最近、大学で横行している大麻事件のこともあって、子どもたちも先生方も真剣に聞いて、タイムリーな講演会を保護司の方々がなさってくださいましたと思います。保護司の方々には、町田市教育委員会としても、今後も地域との連携の一環としてぜひいろいろな活動をしてくださるようお願いしてきました。また、私も教育委員として、なるべくいろいろなところで催されている保護司の方々の講演や活動に出かけて行って、連携してやっていきたいなと思っています。

11月21日に、特別支援学級訪問で町田第一中学校の授業を参観してきました。その前、9月にも道徳授業地区公開講座で私は町田第一中学校の方に訪問したのですけれども、校長先生が、特別支援学級の子どもたちにもほかの普通学級の子どもたちと同じように学校生活を楽しんでほしいということを熱く語ってくださいました。残念なことに、エレベーターが体育館の方はあるのですけれども、校舎の方にはないので、この子どもたちは一度も学

校の全部の施設を回ったことがなくて、本当にこの教室と体育館の方だけしか行けない子どもたちもいるのですよ、私はそれがとても心が痛いのですと話されて、私も本当に校長先生がそんなふう子どもを思ってくださいの姿に心打たれました。ぜひそういうエレベーターがつけられるものならばつけてほしいと思います。

あと、小山小学校に12月10日に行ってきました。ここ何年でしょうか、私の子どもの時代には聞いたことがなかったのですけれども、ノロウイルスによる胃腸感染症が本当に学校ではやっています。突発性の嘔吐や下痢が症状なのですけれども、それで子どもが結構お漏らしをするということをお山小の保健の先生がおっしゃっていました。そのお漏らしをした下の世話は外の水道で洗って、それを中の洗面所の中で洗うということを知って、子どもたちが下を汚した場合に、どこかカーテンでも閉めて、シャワーで洗えるような場所が保健室の中にあれば本当に助かりますということを知りました。

このノロウイルスやほかのウイルスで胃腸炎を起こす子というのは本当にどの学校もたくさんいて、うちの息子が通っている学校からも特別に便りが来たりしていますので、ぜひそういう施設を保健室の中につくってあげられないものかなと思いました。清潔な場所である保健室が洗面所で汚物を洗うということは、保健の先生にとっては気持ちとしても大変嫌なのではないかなと思いました。ぜひそういうところを施設の方でも考えていただきたいし、新しくできる学校につきましては、そういう場所をぜひつくっていただきたいと思っています。

○委員長 ありがとうございます。各委員からさまざまな行事や学校訪問を通じての感想やら、学校の抱えている課題等について話していただきました。

この中で、幾つか今の時点でどのようなお考えがあるのかを関係課でお答えいただけるとうれしいと思います。例えば芝生化の問題で、今、町田市では1校を芝生化ということで推進しているわけですが、委員の方からは、メリットもあるけれども、デメリットもある、そこらあたりを今後どのように調整、あるいは考えながら進めていくのかということが1つ提起されたと思います。

それから、小、中、直接的には今回小学校だったのですけれども、合同音楽会、今年は40校中38校が参加ということなので、連合ではなく合同だということです。こどもも言われたことは、より参加しやすい体制をつくるためにも、何とか児童の移動について配慮してもらえないか。一番いいのは、バスを手当てしてくれるのが一番ありがたい。と同時に、それが無理な場合には交通費等の補助とありますか、私費負担による集金のしにくさ、あ

るいは参加のしにくさといったものがあるので、ここらあたりが解決されると、より音楽会に参加しやすくなるし、充実したものになるのではないかということ数を多くの関係者から私も耳にしましたので、お考えがあれば、これも聞かせていただきたい。

それから、具体的には、個々のことですけれども、町一中の校長先生のエレベーターの件も、かなり毎年、毎年のごとでいろいろ要請されているようですけれども、切実な要求として私たちは受けとめました。

それから、たまたま小山小に行ったときにそういう実情を聞いたわけですけれども、小学校、中学校の特に保健室で温水シャワーなり、そういうものを洗ったり、後の下の手当てをするための設備ができてい学校もあれば、まだの学校もあるようですけれども、ここらあたりの今後の整備の計画なりお考えなりはどうなのか、幾つかあると思いますので、関係課の方で挙手してお答えいただきたいと思います。

○施設課長 まず、芝生化の話でございますけれども、私も東京都の芝生フォーラムに参加してきました。その中で、東京都の結団式というのがありました。というのは、芝生の応援団ということで、東京都も積極的に取り組んでいく1つのサポートですね。その形で結団式。それから、あとは、実際の事例として校長先生が小平第十三小学校、それから杉並にもう1校ございました。その先生方の実際のお話でございます。やはり芝生化につきましては、実体験に基づいたお話がかなりございまして、実際に地域の支援、保護者の支援、その辺がしっかりないとなかなか難しい。実際に芝生化になれば、かなり子どもたちが伸び伸びと遊んでいるというお話を聞いております。

やはり実際の町田の取り組みとしては、議会の答弁もございましたけれども、東京都の補助金をもらっておりませんが、今まで統廃合校としては七国山小学校の校庭の一部、それから小山田小、これも校長先生を初め地域の方、例の炭のいろいろな取り組み、環境問題への取り組みがございまして。それから、去年は町田第三小学校でごく一部ですけれども、張りました。ここはかなり手入れも、面積が小さいもので、かなりいい状態で今残っているということで、来年度についてはまず小山田小で取り組んでまいりたいと考えています。それはやはり地域の支援というのがまずベースになるのかなと思っております。

それから、町田第一中学校は、本来ならば大規模改修を進めていく状況にあるわけです。耐震補強工事は平成11年頃に完成しておりますけれども、建物の老朽化、それから増築、増築で、普通の生徒さんにとってみても、校長室、職員室の位置も管理が非常にしにくい状況にあるわけですね。ですから、単にエレベーターをつけるというお話だけでなく、町

田第一中学校、老朽化した学校につきましては改築を視野に入れて検討していかないといけないのかなと考えております。

それから、保健室の温水シャワーはできれば積極的に取り組んでまいりたいということです。ただし、今、いろいろFF暖房、ポット式ストーブの全校配置という問題、エアコンの問題、それからプールの温水シャワーというお話もあるのですね。ですから、全部個別に中規模改修ということも視野に入れなければならないのですが、それらの状況の中で、基本的には大規模、この辺をどのように進めていくか、財源の確保ということがありますがけれども、やはり何とか進めなければいけないのかなと思っております。

○委員長 ほかにございますか。

○指導課副参事 先ほどの連合音楽会などの交通費等の関係なのですけれども、全体の事業予算の中でどれを負担していくのか、あるいは補助をしていくのかというところを見きわめながら考えていきたいと思っております。今すぐにこれをどうするというふうにはお答えは出ませんが、全体の予算の中で考えていきたいと考えています。

○委員長 そういう声があったということをおひとつ……。

それから、私、もう1つ言い忘れたのですけれども、高橋委員から保護司会と地域あるいは学校との連携ということのかかわりの中で、私は当日、たまたま学校教育という立場からのパネリストとして発言をしました。それは趣旨としてはどういうことかといいますと、学校は今さまざまな問題や課題を抱えている。その問題や課題を解決するのは、もう学校だけが対応することには限界があるのだと思います。やはり地域や保護者、全体が子どもたちを育成していく、あるいは問題、課題があれば対応していくという意識や体制が整っていなければいけない。

そういう意味で、保護司会もその1つの大きな力として、ぜひ学校と保護司会との連携、具体的には更生保護ですけれども、より大きな視点で言えば次世代育成という面で連携していかなければいけないという趣旨の発言をしたわけですね。それ自体、どうということではなかったのですけれども、もしさっきの発言にあったように、学校が必ずしもそれに積極的でない、あるいは快しとしないという実情があるとすれば、これはやはり連携を進めていく上では何らかの対応なり指導なりをしていかなければいけないと思うのですけれども、そこらあたりはどうでしょうか。

○統括指導主事 おっしゃるとおり、現在の学校の非行問題や生活指導上の問題は、学校だけで対応できるものとそうでないもの、特に対応できないものがふえているのが現状で

ございます。毎年、中学校は特に多くございますが、サポートチームという形で学校の関係機関が集まって、幾つかの事案が出ている非行問題に対して、関係機関がかかわってこれを解決していく。あるいは未然防止に当たっていくという形で実施しております。ただ、どうしても事が起こった後の対応、更生対応が中心にはなっていますけれども、保護司会では昨年あたりから未然防止の対応についても非常に積極的に動いていただいていますので、そのあたりの情報を生活指導主任会を通して流して行って、いわゆる通常の生活指導対応、主任会のレベルや未然防止も含めた関係機関との連携をより一層啓発していきたい。その中に特に保護司会という機関もあるということで、積極的な連携を進めていきたいと思っております。

○委員長 さっきの高橋委員の発言の中にあつたのですけれども、保護司会や、あるいは保護司に学校に来ていただくことの抵抗感があるとすると、やはりそれは払拭していかなければいけないことだと思うのですね。ぜひそこらあたりは生活指導主任会や校長会を通じて認識を改めていただきたい、意識を改革してほしいということは私の方からも特にお願いしておきたいと思っております。

学校からのいろんな要望がありますけれども、これはいずれもかなり莫大な予算が発生するわけですし、財政状況からいって、すぐに対応できて、解決するという問題ではないかもしれませんけれども、ぜひその中に学校や団体にそういう考え方がある、実情を訴えているということを頭に入れていただいて、個々の施策に生かしていただければと思います。ありがとうございました。

以上で月間活動報告を終了いたします。

日程第2、議案審議事項に入ります。

議案第51号 町田市通学区域検討委員会委員の委嘱についてを審議いたします。

教育長から説明をお願いいたします。

○教育長 議案第51号は、町田市通学区域検討委員会委員の委嘱についてでございます。

2012年（平成24年）4月開校予定の小山地区中学校の通学区域の設定及びそれに伴う既設関連校の堺中学校と忠生中学校の通学区域の変更を行うため、町田市立学校の通学区域に関する規則第8条に基づき、町田市通学区域検討委員会を設置し、町田市通学区域検討委員会設置要綱第3に基づき、別紙の28人に町田市通学区域検討委員会委員を委嘱するものです。

任期は、町田市通学区域検討委員会設置要綱第4に基づき、委員の委嘱日から町田市通

学区域検討委員会の報告日まででございます。

次のページに、委嘱は12月15日を予定しておりますが、それぞれ学識経験者、町内会・自治会からの選出者、PTA等保護者、あるいは市立学校の校長という区分に基づきまして、28人の方に委嘱をしたいと思います。

○委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明で何かございましたらお願いします。——以上で質疑を終了します。

お諮りします。議案第51号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

日程第3、協議事項1、スクールボードの設置に関する方針についてを協議いたします。

○教育総務課副参事 それでは、協議事項の1点目、スクールボード(学校支援地域組織)の設置に関する方針について、資料をもとに説明をさせていただきます。お手元に6ページ分の資料がございます。

町田市教育委員会では、2002年度から「学校運営協議会」、今年度から「学校運営推進協議会」と名称変更しておりますが、これを全校に設置をして、学校の教育活動の支援、助言に当たっていただいていたという経緯がございます。スクールボードは、その機能は残しながら、より一層、学校支援、学校評価の機能を高めていく新しい組織として、学校運営推進協議会にかわるものとして導入を段階的に進めていこうというものでございます。

「スクールボード」の語源は3枚目にも資料として載せておりますが、アメリカでは、州ごとに教育委員会が置かれる前に、市町村、あるいはそれ以下のコミュニティで学校を維持していくため、住民が自分たちの手で学校を運営していた時期がありました。そういう組織をスクールボード、いろいろな訳し方があるようですが、「学校委員会」や「学区委員会」という訳され方が多いようでございます。このスクールボードと全く同じ役割、機能を担うわけではございませんが、住民が自分たちの手でという考え方、その精神を生かしていこうという趣旨で命名したものでございます。学校支援地域組織という意味合いで命名したものでございます。

1枚目に戻っていただきまして、目的といたしましては、保護者や地域住民の支援、評価をより積極的に得て、効果的あるいは円滑な学校運営が行えることということで、3つの要件を設定いたしました。1つは、スクールボード協議会を開催すること。これは、こ

れまで学校運営推進協議会が行っていた協議会の機能をそのまま受け継ぐものでございます。2つ目は、ボランティアコーディネーターを中心にして積極的に教育活動にかかわるということでもありますから、これまで意見をいただいたというところどまりだったわけですが、直接教育活動にかかわっていただくというものでございます。3つ目としては、学校教育法施行規則に規定されている学校関係者評価、これは法改正が行われたところですが、それを担っていただくものでございます。したがって、スクールボード校は協議会を開催して、教育活動を支援して、なおかつ教育活動の評価をするという役割を持っているものでございます。

2枚目でございますが、スクールボードの構成といたしましては、特徴として、スクールボード理事という方々で構成するというものでございます。これが新しい視点になります。次に掲げる3分野から校長が推薦の上、教育委員会が委嘱をするというもので、ボランティアコーディネーターを含む学校支援ボランティア、PTA等保護者の組織の代表者、その他、校長が必要と認める者ということでございます。この人数等の規定については、それぞれの学校がつくる設置要綱において規定をするというものでございます。

また、5番として理事の役割ということになりますが、協議会に出席をする、教育活動支援、学校評価、この(1)、(2)、(3)までは先ほど説明したところですが、加えて4つ目として、教職員等の市民や保護者への対応に同席すること、ただし、これは校長が必要と認めた場合に限るというものでございます。これは現在、マスコミ等でさまざま指摘をされている対応困難な保護者や地域住民の方々への支援について、スクールボードが学校を支援していこうという意図のあらわれでございます。

3枚目に行っていただきまして、このスクールボードを設置する学校は学校運営推進協議会を設置しないという形で徐々に移行をしてまいりまして、目途としては3年目、来年度が1年目モデル校になりますが、3年目には全校スクールボード設置校という形にシフトしていきたいと考えてございます。

4枚目からは各学校がつくる設置要綱の資料をおつけしております。4枚目、5枚目です。

最後に、6枚目をごらんください。これは図であらわしているところですが、「スクールボードの役割」ということで、1枚の資料にまとめてございます。支援、評価、あるいは対応の同席ということと、意見または助言という機能を持たせます。これが教育委員会の行っている施策、例えば後で報告事項で出てまいりますが、弁護士メール相談制度、ある

いは一般質問でも出ておりましたが、町田 J U K U、それから現在進めている学校支援ボランティア推進事業、こういった教育委員会の学校支援策とスクールボードが密接に連携していきます。また、学校支援センターをこのたび設置いたしました。この支援センターとも、スクールボードと特にボランティアコーディネーターが中心となって、支援人材の情報連携を行っていくということでございます。

したがいまして、町田市型のコミュニティスクールということで銘打っておりますが、町田市型のコミュニティスクールは、学校独自で行うものではなくて、こういったスクールボードが核になり、そして教育委員会の支援策と結びついて、全市で一体的に取り組んでいく地域協働の学校づくりという方向で進めるものでございます。したがいまして、スクールボードの校長が指名する者の中には、こういった町田 J U K Uにつながる、あるいは保護者対応につながる、そういったスクールボードの機能を想定しながら、指名をしていくことが理想的なのかなと考えてございます。ただ、地域の中での人選ということが大きな課題として出てくると考えております。

今後の課題でございますが、モデル校で来年度から実施をする方向で、そのモデル校での取り組みを検証しながら、改善、修正を加えていくということで、3年目には確定をして全校一律ということで考えておりますが、1つ課題として、このスクールボード理事の法的な立場ということは今後詰めていく必要があるということでございます。現在は無償ということで、ボランティア的な役割と位置づけてございます。

○委員長 以上で説明を終わりました。

これより協議に入ります。

ただいまスクールボードの設置に関する説明がありましたけれども、何かありましたら遠慮なくどうぞ。

○高橋委員 理事の3種類、ア、イ、ウで、ボランティアコーディネーターを含む学校支援ボランティア、P T A等保護者の組織の代表、その他、校長が必要と認める者ということで、スクールボードの構成者にこのような3種のことが掲げられています。この間、私も学校運営推進協議会に出たときに、地域の方々がたくさん参加されて、自治会や町内会の長の方が出席して下さっていたのです。多分そういう方もスクールボードの理事として範囲内だと思うのですけれども、この3つの掲げ方だと、何となく地域の方々の代表者が入りにくいようなイメージを私は受けます。地域との連動、連携を重んじているわけですから、ここの中に「地域の方々」という項目をぜひ持った方が、地域の方々も積極的に、

私たちも理事に入れるんだということになるかと思うのですけれども、どうでしょうか。

○教育総務課副参事 ア、イ、ウの構成は、アとイが新たに加えたスクールボードの特徴をあらわすもので、ウは広い意味でこれまでの学校運営推進協議会の方々を取り込めるような広い言葉にさせていただきます。来年度、スクールボードが始まるということで、モデル校として取り組む学校が、これまで学校に対して支援してくださった方々に今年で終わりですということもなかなか申し上げづらい面もがございますから、そういった学校運営推進協議会でお力添えをいただいた方々もすべて包含できるような意味合いで、校長が指名する者ということで書かせていただいているのですが、「地域の方々」という表現の方がより一層明確になるというご指摘でしょうから、少し事務局内で表現の仕方については検討してまいりたいと考えております。

○井関委員 地域という名前が書いていなかったものですから、同じようなことを思ったのですが、これは今までの学校運営推進協議会との差、学校運営推進協議会でできないこと——今ご説明があったのは、学校支援ボランティアなど、前は余り出ていなかったのを表に出してきているということはわかりますけれども、学校運営推進協議会との差というのはどういうところにはっきり出てくるのですか。

○教育総務課副参事 例えば学校運営推進協議会でも評価を担っていただくことはできるものでございます。したがって、スクールボードにしたというのは、1つは意見や助言にとどまらずに、もっともっと学校にかかわっていただくという趣旨、いわゆる実効的、実動的な部分で学校に側面からの支援をしていただくという意図で組織体系を変えたということでございますので、学校運営推進協議会に例えば学校評価をお願いしたり、学校支援、教育活動への支援をしたりすることはもちろんできるものでございます。ですから、違いというよりは、その意図を明確にして、改めてそういった組織を学校支援の実行部隊として置いていくことを意図したということでございます。ですから、この3つの要件を満たさない場合にはスクールボードという指定ができない、逆にそういう規定の仕方をしているものでございます。

なお、学校関係者評価につきましては、法律上は努力規定ということに現状なっておりますが、スクールボード設置校の場合はそれが町田市立学校の管理運営に関する規則に基づいて義務規定になるという予定で、同規則を改定する予定でございます。

○岡田委員 今、地域の方というところに多少関連するのですけれども、私自身もコミュニティスクールや学校運営推進協議会といった名前の会議に出させていただいたことがあ

ります。その地域の方というところでお願いと、例えば10年近く同じ方がずっとスクールボードなりコミュニティスクールのメンバーとして活動して、PTAの役員はかわっていきますので、それはかわっていきませんが、本当にずっと同じ方が続いてやっていくところが多いように思うのですね。

例えば学区ごとなわけですから、学区の自治会の役員というのも当番でかわっていきますので、そうした方に来ていただけるようお願いをされるとか、メンバーがかわっていつて、いろんな方のご意見を伺いたいということと同時に、また、より広く多くの地域の方にこういう活動を学校はしているのですよ、こういう問題を学校は抱えているのですよというところの情報の発信の場として考えてみた場合にも、ある程度メンバーの入れかえがあったほうがいいのではないかと思います。ここで理事の任期のところ、「再任を妨げない」というところには全く反対する気持ちはないのですけれども、ある程度メンバーが入れかわるようなシステムをつくっておくのがいいのではないかなと思います。

それからもう1つ、名前のことで申しわけないのですけれども、「スクールボード」という名称がどうしてもなじまない。どうして今までの「学校運営推進協議会」ではいけないのか、あるいはこの参考の中にせっかく書いていただいたところの「学校委員会」や「学区委員会」という日本語ではいけないのかということに私は非常に抵抗を感じるのですね。スクールボードというのも、もともと「学校委員会」、そのまま直訳すればそうですし、アメリカの教育委員会というのも、現在の名前も「ボード・オブ・エデュケーション」という名前になっているはずなのです。

これは町田市ではなくて、文部科学省からいただく通知の中でもすごく片仮名表記が多くて、どうしてこんなに片仮名が入ってってしまうのか。ここでお話することではなにかと思うのですけれども、最近いろんな本を読んでも、今さら言うまでもないのですけれども、例えばフランスなんていうのはすごくフランス語を保護しようとしているのに、日本の伝統を守りましょうと言っているのに、日本語を大事にしているのかなという疑問がどうしてもわいてしまうので、ぜひ町田市からも発信していただいて、なるべく片仮名表記をやめていきませんかという、これはご提案、お願いなのですけれども、以上2点、お願いいたします。

○教育総務課副参事 メンバーの入れかわりや選択につきましては、校長先生方によく意図をご理解いただきまして、言ってみれば、ご意見をいただくことに終始しない、より積極的にかかわっていただける方々を毎年入れかわっていただけるような仕組みをそれぞれ

の設置要綱の中で工夫をいただけたらと考えております。

それから、名称、片仮名ですが、これも内部でいろいろと賛否両論ございまして、「学校委員会」、「学区委員会」というと、今度、委員会組織ということで、どういう法的な位置づけになるか難しい面もございますし、また、直訳をしているのが「学校支援地域組織」と括弧して書いておりますが、これもまた非常にかたい言葉になってしまうのと、文部科学省が進めている学校支援地域本部事業と大分重なってしまうところもございます。コミュニティスクールに向かう前の学校の足腰、地域支援の足腰を強くしていこうという意味での取り組みでもあるということで、コミュニティスクールに向かう、向かわないはこれからまた十分に協議をしていく必要があるわけですが、そういった意味で、多少片仮名も、コミュニティスクールという言葉も意識をしながら、「スクールボード」という名称に最終的に協議の末まとまったといいますか、落とし込んだといいますか、そんな面がございます。抵抗感がある場合には「学校支援地域組織」という方を使っていたらと思っておりますが、いかがでしょうか。

○委員長 協議事項として、このスクールボードの設置に関する方針が今日初めて出されたわけですがけれども、今お聞きになってもおわかりのように、各委員からさまざまな思いやら提起やらありますので、時間的な余裕があるならば、私としては継続審議という扱いにして、もう少し我々自身も深めて、次回あたりにまた継続して協議をして、一定の方向性を出したいなと考えているのですけれども、それは構いませんか。

○教育総務課副参事 よろしく願いいたします。

○委員長 各委員はそういうことでよろしいですか。——では、もう少しこれについてはお互いに深めていきたいと思っておりますので、継続審議ということで今日は終了しておきたいと思っております。

協議事項2、小山ヶ丘一丁目に設置する中学校の名称についてを協議いたします。

○学務課長 平成24年(2012年)4月に開校予定であります新設中学校の名称の候補として、町田市小山地区新設中学校建設協議会から提案がございました。ほかにも幾つかの案がございましたが、票数が少数でありましたので、本日は割愛させていただきました。この3案の中から名称を決定していただきたく、本日、諮ったものでございます。よろしく申し上げます。

○委員長 今の説明のような経過でございます。提案されているのは3つの候補名で、「小山中学校」、「小山ヶ丘中学校」、「多摩境中学校」です。これについて何かご意見なり、質

間なり、取り混ぜてありましたらお願いいたします。これより協議に入ります。

○井関委員 2つお聞きしたいことがあるのですが、1つは、今まで地元の意見がどのようになっていたかがかなり大きなポイントになっていたと思うので、それを教えていただきたいと思います。

もう1つは、今、地図を持っていないのでわからないのですが、地域が見て、堺中と小山田中と忠生中、その辺の関係で、またもう1校できるような可能性がどこかにあったとしたら、小山という名前をここへつけると、小山、小山ヶ丘をつけるというのが左右されてしまうようなこともあると思うので、新しい中学校ができるかできないか、その辺の見通しはどうでしょうか。

○学務課長 先ほど申しました、町田市小山地区新設中学校建設協議会の構成メンバーは、小山地区町内会連合会の代表の方が見えています。それと、関係する小学校、小山小、小山ヶ丘小、堺中と忠生中のPTAの方、それとそれぞれの校長で組織しているものです。連合会の意見としましては、この1番目の案がほとんどだったという発言を聞いております。それから、小山小のPTAのアンケートでは、やはり順位は1番目が多いということを知っています。

2点目が、この地区にもう1校中学校ができるかということなのですけれども、今現在の推計ではもう1校つくる必要はないと思っております。ちなみに、今の新設校予定地の地番が小山ヶ丘であることで、「小山ヶ丘」という名称が出てきているのだと思います。

○高橋委員 この中学校にはどういう小学校の児童たちが行く予定でしょうか。

○学務課長 想定ですけれども、小山小と小山ヶ丘小と2010年開校予定の小山中央小、その3校の小学校から入学されるのではないかと思います。

○岡田委員 名前が一番すっきりしているのと、小山小、小山ヶ丘小、小山中央小、みんな頭に「小山」がつくので、「小山中学校」が一番支持のご意見も多いようですし、いいのではないかなと私は考えます。

○委員長 具体的なお意見をいただきました。「小山中学校」が一番すっきりして、わかりやすくいいのではないかとということなのですけれども、ほかの委員さん、いかがですか。

(「いいと思います」等の声あり)

○委員長 それでは、すべての委員さんが「小山中学校」がふさわしいのではないかとということで、教育委員会としては「小山中学校」を新設中学校の名前として出したい、このような協議結果でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で協議を終了いたします。

日程第4、報告事項に入ります。

○教育総務課副参事 報告事項1点目、弁護士メール相談制度の実施について報告をいたします。

お手元にA4判1枚、表裏に印刷をした資料がございます。この5月に学校に対する不当要求等の調査をいたしまして、その結果をまとめた資料につきましてもお手元の資料として配付をさせていただいております。その際にも、やはり学校だけではなかなか解決が困難な事例が町田市の中でも幾つか上がってきております。また、東京都教育委員会でもこの6月に調査を実施いたしまして、全小・中学校の約9%の学校で、学校だけでは解決困難なケースが発生しているという結果が公表されております。

町田市の小・中学校でも、実はこれまでも教育委員会と学校とで十分に連携しながら、場合によっては、市長部局の法務課の所管でございます弁護士相談制度を活用しながら解決に当たってきている事例も多々ございます。ただ、学校のニーズといたしましては、その調査の際にも、必要と感じる施策の一番多い数値を示したのが相談できる弁護士の存在ということでございました。

そこで、市長部局の弁護士相談制度はそのまま活用しながら、校長先生方、管理職の先生方、あるいは学校の先生方がもっと気軽に法的なさまざまな事項について相談ができる制度を確立することによって、言ってみれば、即訴訟につながりそうな事案でなくても、例えば文章について法的な根拠をどうするか、あるいは法的な知識をもう少し高めて対応する必要があるといった事柄にも対応できるような、もっと気軽な段階で相談ができる制度としての弁護士相談制度を実施したいと考えまして、その方法としてはメールによる弁護士相談制度ということで、方針を決めてきております。

これは、実は教育プランの重点施策6の教員が学校教育に専念できる体制を支援するという中の重点事業の1つ、学校パートナーシップ推進事業の1つでして、学校としてもさまざまな保護者、地域住民への対応が必要ですから、教員研修や関係諸機関との代表者会議の設置とあわせて、この弁護士メール相談制度を運用していこうと考えているものでございます。教育プランは、来年度本格スタートするということですが、これは今年度中からルールを敷いていって、徐々に軌道に乗せるために、来年の1月の実施を目途に今準備を進めているところでございます。

方法としては、東京弁護士会に弁護士紹介センターがございまして、そこを通じて、学

校教育に通じている弁護士さんを紹介いただくことで、その事務所と契約を結ぶといった方法を考えているものでございます。裏面に実施イメージと書かれておりますが、学校と弁護士事務所が直でメールをやりとりをするのではなくて、教育委員会が仲介をして、一定の情報を整理した上でやりとりをするというものでございます。

メールのメリットといたしましては、学校の相談事案ですから、教育内容や教育活動や指導、保護者といったどちらかという教育専門的、指導専門的な内容が多うございますが、それに詳しい専門の弁護士さんや即答・即決でご回答できる事案が少ないということで、メールを送って、一定の期間、これは一週間という目途ですが、その間に回答文章と関係資料をあわせてメール回答をしてくるというものでございます。教育委員会が間に立って、また学校に返していく、そんなことを考えてございます。

今後は、先ほど申し上げました法務課の弁護士相談との連携調整と、当然ながら個人情報には使わない、やりとりしないというルール徹底の確立が必要になりますので、実施指針等をつくっていく必要があるのかと考えております。

○指導課副参事 私の方から、2008年度中学生職場体験の第二期の実施結果報告ということでお話をさせていただきます。

第二期につきましては、11月24日から28日までということで、先日終了いたしました。特に問題もなく、終了させていただきました、ありがとうございます。

二期につきましては9校ということで、在籍生徒が1,509人に対し、体験については1,474人ということで、欠席が35人おりました、不登校の子が34人を占めている状態でございます。体験事業所の延べ数については515事業所で体験をさせていただきました。

第三期につきましては、1月26日から1月30日までということで、4校を実施する予定でございます。

○統括指導主事 それでは、報告事項の3番と4番につきまして続けてご報告をさせていただきます。

まず、3番の「町田市教育講演会」講演会参加者のアンケート結果でございますが、お手元に報告事項の資料といたしましてアンケート結果がございますので、ごらんください。11月1日の土曜日に市民フォーラムで開催されました教育講演会のアンケート結果でございます。171人の方にご参加いただきまして、観覧をしていただきました。

アンケートの結果の見方でございますが、大きく今回の講演会では、町田市教育プランについての説明と食育の講演会についてということで、まず、その大きな2つの柱で、(1)

と(2)でごらんになってください。

教育プランについてですが、「よくわかった」が4、以下、3、2、1ということで、選んでいただいた数値を平均化したポイントという見方で、教育プランについては3ポイント、大体わかったというような形でご回答をいただいております。

主な意見といたしましては、市独自の教育プランを策定したことはとても心強いというご意見もいただいておりますが、一方で、全体像はわかったけれども、具体的なことがわかりにくいという声もいただいております。

2点目の食育の講演会ですが、これが平均ポイントで3.19でございます。特に保護者の方が3.30ということで、非常に好意的なご回答をいただいております。早速献立に使用して、試してみたいというご意見もいただいております。食育の講演会については、町田調理師専門学校の校長の榎本美千代先生にご講演をいただいております。

こうしたアンケート結果は好意的な結果ですけれども、中にはより具体的にといったような課題もありますので、この結果をもとに次回につなげていきたいと思っております。

以上で3番の報告を終わります。

続きまして、4番の規範教育啓発資料③「情報モラルや家庭のルール」についてご報告いたします。こちらもお手元に啓発資料③ということで配付いたしましたので、ごらんになってください。

実はこの啓発資料につきましては、本来、9月に全校児童・生徒、保護者、あるいは地域、教育関係者の方に作成し、配布をする予定でございましたが、本年に入りまして、子どもたちが携帯電話利用によるトラブル、あるいは犯罪に巻き込まれるという被害が増加する中で、国あるいは都からアピールといった形で幾つかの報告資料が出ております。そうしたものを受けまして、今月、12月中にこうした都や国から出ている情報を盛り込んだ形で、お手元にあるこの様式に加えた形で、ある部分は書きかえということで、もう一回見直しをして作成するという予定でございます。

具体的に申し上げますと、大きくは2つありまして、1つが学校で行っていること、行うべきこと、また、各家庭でこれから行ってほしいこと、それから子どもたちの携帯電話、インターネットの利用の実態等、これは都の本年度の調査報告の結果等に差しかえをする予定でございます。また、開いていただいて、この中身につきましても、データについては最新のものに差しかえ、あるいは家庭でのルールづくりやトラブルの対応については、この方から出ております子どもの携帯電話利用についての資料やアピール文、文科省から

出ております親子間でのルールづくりの指針、こういったものを参考に差しかえていく予定でございます。

配布対象については、全小・中学校の児童・生徒を通しまして、保護者あるいは地域、教育関係者、また、中央図書館にも置いていただきまして、来られる方にとっていただくというようなことで啓発資料を配布していきたいと思っております。

○文化財担当課長 自由民権資料館で実施いたしました企画展「武相の結社」につきまして報告をいたします。

前期が7月26日から9月7日、後期が9月27日から11月9日まで開催をいたしました。入館者数が1,438人でした。あわせてシンポジウムとギャラリートーク、講演会を開催いたしました。まず、シンポジウムですけれども、鶴川中学校の小ホールにおきまして、パネラー5人、コメンテーター2人を迎えまして、10月25日と26日の2日間、開催をいたしました。合計で、参加者数56人でした。

裏面をお開きください。ギャラリートークを8月3日を皮切りに10月26日まで4回開催いたしました。参加者数は合計で40人でした。講演会を8月10日に開催いたしまして、25人の参加、第2回につきましては講師の方が体調を崩されまして、急きょ中止となりました。そのかわりとして、同日、ギャラリートークを実施いたしました。第3回、11月3日は21人の参加がございました。

○公民館長 私の方からは、6番目と7番目を続けて報告させていただきます。

まず、6番目ですが、第46回東京都公民館研究大会の開催についてでございます。お手元に開催要項、A3横書きのものです。それから、課題別集会の会場についてA4の横書きのものが配付されているかと思います。

今回につきましては「地域と歩む公民館」というテーマで開催いたします。開催趣旨についてはこちらに書かれているとおりで、割愛をさせていただきます。

主催が東京都公民館連絡協議会、後援につきましてはここに書かれているとおりです。参加者は今現在で354人の参加を予定しております。

日時は2008年12月14日（日曜日）午前10時から午後4時30分の予定でございます。会場につきましては、課題別集会をまちだ中央公民館、町田市民フォーラム、町田市民文学館ことばらんど、町田中央図書館、それぞれ課題別集会がどこの会場かというのはA4の右の方に記されております。

それから、報告集会をまちだ中央公民館7階ホールで行います。今回の研究大会につき

ましては全員が集まれる会場が用意できませんので、おおむね 170 人ぐらいの報告集会ということで、代表者による報告集会を予定しております。

もう 1 点、7 番目ですけれども、「2007 年度まちだの公民館」の刊行についてということで、2007 年度に公民館で実施した各種事業とその活動内容をまとめた冊子を作成いたしましたので、お届けをいたしますということでございます。

○委員長 以上で報告事項が 7 点ございました。

一括して、ご質問その他ございましたらどうぞ。

○岡田委員 弁護士メール相談制度のようなこうした対応に対する枠組み、しっかりした体制をつくっていただくのは本当に大事なことだと思うのですが、一番最初に保護者の方との対応をされるのは校長先生であったり、担任の先生だったりすると思います。特にその担任の先生がずっしりと自分のところに受けとめておられる方が大変多いと思うのです。まだまだ気持ちの上で、自分の責任と思われるようなケースが多いように見受けられますので、すぐに複数で問題に取り組んでいこうという雰囲気を各学校でつくっていただけるようにして、個人で抱え込まないようにできるような雰囲気をつくっていったらいいなと痛感しております。

もう 1 つ、自由民権資料館、これはいつも私個人がシンポジウムや講演会に行きたいと思うのですが、どうしても行けないことが多いので、講演会のビデオやテープというものに後で自由民権資料館に伺ったときに、自分のあいている時間に自由に試聴できるようなものは残っているのですか。

○文化財担当課長 資料として整理しておりますので、ごらんになっていただけたと思います。

○岡田委員 それは一般の方も希望されれば聞くことができるということですか。

○文化財対応課長 はい。対応はさせていただきます。

○委員長 最初のほうは提案というか、提起ですけれども、いかがですか。

○教育総務課副参事 この弁護士相談メール制度は、保護者、地域住民等の対応の 1 つのツールにすぎないということで、基本的な解決は恐らく学校で組織的に、教員が 1 人で抱え込まないような組織、あるいは管理職のケア、丁寧な対応ということが前提になっておりますので、あわせてそのあたりも説明をしてみたいと思います。

○委員長 ほかにございますか。

統括指導主事、教育講演会のコメントのところに、小・教員、中・教員とございました

けれども、この教員というのは管理職も含めているのですか。それとも管理職以外の一般の先生のことなのですか。

○統括指導主事 これは含めてです。

○委員長 管理職も入っているわけですね。

○統括指導主事 はい。

○委員長 そうですか。わかりました。

ほかにございますか。——では、休憩いたします。

午前 11 時 30 分休憩

午前 11 時 32 分再開

○委員長 再開いたします。

別紙議事録参照のこと。

○委員長 以上で町田市教育委員会第 9 回定例会を閉会いたします。

午前 11 時 36 分閉会